

継続用

2027年度（令和9年度）

保育施設 継続利用申込みの ご案内



* 新規・継続に関わらず年度ごとのお申込みが必要です。締切りに注意してお申込みください *

**沼津市 こども未来創造課
入所・相談係**

☎410-8601

沼津市御幸町16番1号

Tel: 055-934-4826



2027年度 保育施設継続利用申込みのご案内

2027年度保育施設継続利用申込みの受付を行います。必要な書類を揃えて利用施設へ提出してください。提出された書類を審査した結果、継続利用が認められない場合もあります。

なお、審査の結果については3月中旬ごろ通知します。

保育の必要性・必要量について

市内に住む乳幼児で、その保護者それぞれが下記のいずれかの事由に該当する場合、保育の必要性が認められます（2号認定（3歳以上）・3号認定（3歳未満））。

さらに、保育の要件、状況に応じて保育標準時間（一日あたり最大11時間まで）と保育短時間（一日あたり最大8時間まで）の2つの区分に認定され、基本的な保育所等利用時間の上限が決まります。なお、父母のどちらかが短時間認定の基準に該当する場合は、短時間認定となります。

それぞれの時間帯を超えて利用する場合は延長保育となり、延長保育料を負担していただきます。
保育短時間の利用可能時間帯及び延長保育料については各施設によって異なるため、通われている園へご確認ください。

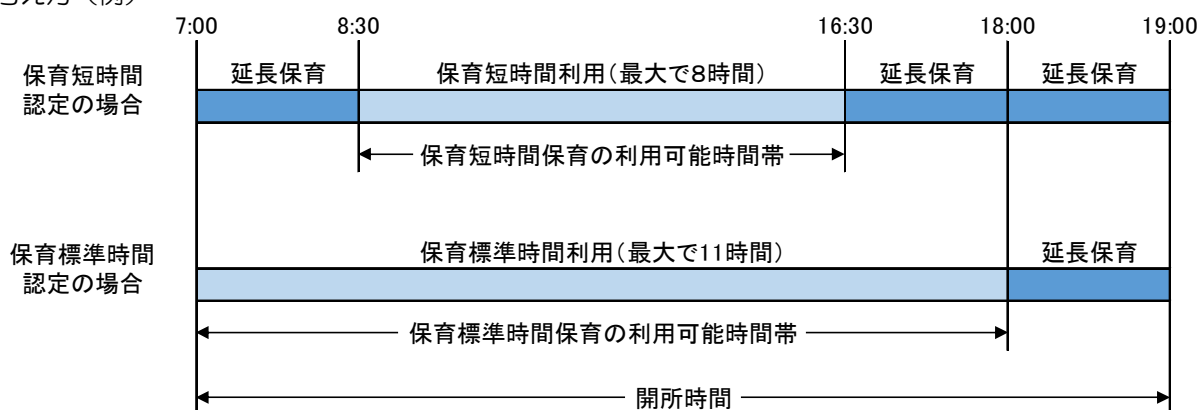
保育を必要とする事由	保護者の状況	保育必要量
就労・就学	<u>月に120時間以上</u> の家庭内外での勤務（就学）を常態としている場合。 ※就労については対価を給与または報酬として受け取っていること。 （就労で得た収入については、毎年、確定申告や市への収入申告が必要となります）	標準時間
	<u>月に64時間以上120時間未満</u> の家庭内外での勤務（就学）を常態としている場合。（※注釈は上記と同）	短時間
妊娠・出産	妊娠中もしくは出産直後の場合。 ※認定期間は出産（予定）月の前3か月以降、出産日から8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで。ただし、実際の出産日によって認定終了時期が変更になる場合があります。	標準時間
疾病・障がい	病気、精神もしくは身体の障がいにより児童の保育ができない場合。	標準時間 ※短時間の場合あり
親族の介護	親族（長期入院等している親族を含む）の常時介護・看護により児童の保育ができない場合。	状況による
求職活動	継続した求職活動を行っている場合。（起業準備も含む） ※認定期間は最長3か月。	短時間
災害復旧	火災等の災害復旧に当たっているため児童の保育ができない場合。	標準時間
DV・虐待の恐れ	家庭環境に課題があり日中子どもが家庭にいないことが適当でない場合。	標準時間
育児休業中の継続利用	保育を必要とする事由として「就労」の認定を受けている保護者が育児休業を取得するにあたり、既に施設を利用している子どもがおり、復職後も同一施設の継続利用を希望する場合。 <u>※育児休業認定中の転園申請は不可。</u>	短時間
その他	上記に類するものとして特に市長が認めたもの	状況による

◆保育時間変更に関する申立てについて

月の就労時間、就学時間等が120時間未満で、勤務先、就学先までの通勤、通学時間を要する等、「保育短時間」認定の利用可能時間内に送迎が間に合わないことが常態化する場合は、「保育標準時間」認定を希望することができます。「保育標準時間」認定を希望する際は、「保育時間変更に関する申立書」及び「教育・保育給付認定変更認定申請書」の提出が必要です。なお、「保育標準時間」認定への変更は、書類の提出があった月の翌月1日からになります。

※書類の提出をしていただいても、審査の結果によっては「保育標準時間」認定への変更が認められない場合もあります。

○利用時間の考え方（例）



◆その他注意事項

- ・申込み中又は入所（園）後に「保育を必要とする事由」に変更が生じた場合は、手続きが必要となります。速やかにこども未来創造課まで連絡の上、「教育・保育給付認定変更認定申請書」及び「保育を必要とする状況の確認書類」を提出してください。
- ・入所（園）後に保育を必要とする事由がなくなった場合は退所（園）となります。
- ・「保育を必要とする事由」ごとに有効期間が設定されています。有効期間後も引き続き利用を希望する場合は、「教育・保育給付認定変更認定申請書」及び新たな「保育を必要とする状況の確認書類」を有効期間最終月の15日（休日の場合は前開庁日）までに提出してください。
- ・保育必要量における認定は“最大”利用時間です。家庭保育のできる日、時間帯については家庭での保育にご協力ください。



転園を希望する方

2027年4月から別の施設へ転園したい場合、「2027年度継続台帳未提出理由書」のみ利用施設に提出してください。転園希望の方の入所選考は、新規申込みの扱いとなりますので、その他の書類は10月19日（月）から10月30日（金）までに直接こども未来創造課まで提出してください。

継続希望しない方

2027年3月末で施設を退所（園）する場合は、「2027年度継続台帳未提出理由書」のみ利用施設に提出してください。（申込書は記入せず施設へ返却してください。）

その他

申込書類に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかにこども未来創造課に連絡の上、必要な書類を提出してください。（例：住所の変更・離婚・再婚・別居・同居、勤務先や勤務時間の変更等）また、妊娠した場合も、要件が変更になりますのでお知らせください。

保育料について

1 金額について

- ・ 0～2歳児クラスの市民税非課税世帯のお子さん及び3～5歳児クラスのおさんは保育料が無償となります。
- ・ 保育料の金額は、お子さんの年齢区分や保育の必要量（標準時間または短時間）、世帯の市民税所得割額等に応じた段階的な料金を設定しています。
- ・ 原則として父母の市民税所得割額により算定しますが、祖父母と同居していて、父母の所得がともに95万円未満（給与収入のみの場合はおおよそ160万円未満）の場合には、祖父または祖母（所得の高い方）を「家計の主宰者」とし、その市民税額で保育料を算定します。
- ・ 保育料については、保護者の負担を軽減するため国が定める基準額よりも軽減して設定しています。また、保護者と同一生計の子が2人以上いる場合には、第2子は半額、第3子以降は無料とする軽減も行っています。
- ・ 公立も私立も保育料は同額です。（延長保育の利用料は、各施設に別途お支払いください。）
- ・ 保育料算定の年齢区分は、小学校の学年と同様、4月1日時点での年齢を適用します。年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。

2 保育料の見直し

- ・ 6月の市民税の年度切り替えに伴い、毎年9月に保育料を見直します。
- ・ 保育料決定後、修正申告などの理由により税額が変更になった場合はご連絡ください。
- ・ 税に関する申告がなく市民税額が把握できない場合は、最高階層の保育料となります。（参考 0～2歳児 月額 標準時間 50,800円 短時間 50,300円）
- ・ 保育料の変更は事実確認できた翌月からとなります。さかのぼっての変更は行いませんのでご了承ください。

3 納入方法

＜保育所(園) 利用の場合＞

その月の月末までに原則口座振替により、市に納めていただきます。納付書払いの方は口座振替の登録にご協力をお願いします。

＜認定こども園・小規模保育事業所・市外公立保育施設を利用の場合＞

各施設の定める納期までに、各施設に納めていただきます。

4 その他

- ・無償化の対象は3～5歳児クラスの保育料（利用料）のみです。給食費や保護者会費などをご負担いただくことになります。
- ・給食費、延長保育料、保護者会費などは施設によって異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。
- ・保育料は月額です。体調不良等で登園できない場合や、月途中の退所（園）でも、日割り計算はしませんので、1か月分の保育料を納めていただきます。
- ・納期限までに納付の確認ができない場合、督促状の発送、児童手当から直接徴収するほか、電話での納付確認や自宅や勤務先等へ訪問して徴収したり、勤務先や金融機関等への調査の上、財産の差押えを行うことがあります。

* 保育料を滞納している場合 *

保育料の滞納（在園児・卒園児を含む）がある方は、必ず支払いを済ませてください。滞納状況により継続利用を認めない場合があります。また、兄弟児の新規入所においても、選考で不利になります。特別な事情がある場合は、必ずこども未来創造課に相談してください。

＜参考＞

病児・病後児保育について

下記5園で看護師による保育を実施しています。保護者が就労等の理由で保育が必要になった場合に市内在住のお子さんをお預かりします。申込み・詳細は、各実施施設に直接お問い合わせください。

○病児保育

- ・認定こども園しょうえい幼稚園（生後6か月～概ね10歳）
（所在地：大塚 電話 967-4521）
- ・サンカフェ・はらまち（1歳～12歳）
（所在地：原 電話 928-7600）
- ・パンダ保育園（小学校2年生まで）
（所在地：西沢田 電話 939-7871）
- ・竹の子保育園沼津大手町（生後6か月～就学前）
（所在地：大手町 電話 955-5520）

○病後児保育

- ・かぬき保育園（小学校低学年まで）
（所在地：中瀬町 電話 932-6217）



利用に関するQ & A

Q1 時短勤務になりました。短時間認定になりますか？

- A1 勤務時間の変更された「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更認定申請書」を提出してください。月の勤務時間が120時間に満たない場合は「保育短時間」認定となりますが、通勤に時間を要する等の理由により延長料金が発生してしまう場合は、申立てによる審査の上で「保育標準時間」認定に変更できる場合がありますので、「保育時間変更に関する申立書」を併せて提出してください。ただし、保育時間の変更手続きは、希望する月の前月15日（休日の場合は前開庁日）までにこども未来創造課に提出が必要です。（例：8月15日までに就労証明書を提出した場合→9月から保育時間の変更が可能）

Q2 離婚等により母子(父子)家庭になりましたが、保育料は安くなりますか？

- A2 戸籍謄本等、確認できる書類を提出してください。提出により離婚等の事実を確認し、かつ住民登録で別居の事実が確認できた月の翌月から母子(父子)算定としますが、課税状況や世帯の状況（祖父母と同居となった場合等）により、安くなる場合も高くなる場合もあります。

Q3 ひとり親世帯ですが、パートナーと同居することになりました。何か手続きは必要ですか？

- A3 パートナーの保育を必要とする状況の確認書類の提出が必要です。また保育料・副食費の算定はパートナーの市民税の所得割額も含めます。

※パートナーの課税証明書が必要となる場合があります。

Q4 下の子を妊娠しました。上の子は継続して通園できますか？

- A4 「母子手帳の写し」（表紙と出産（予定）日がわかるページの写し）及び「教育・保育給付認定変更認定申請書」を提出してください。出産予定月の前3か月以降、出産日から8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで利用でき、以降退所（園）となります。ただし、育児休業を取得する場合は、「育児休業終了時には同職場に復職する予定である」「復職後も同一施設の継続利用を希望する」という条件に限り、「育児休業証明書」及び「教育・保育給付認定変更認定申請書」の提出により継続利用ができます。ただし、母の育児休業前に父が育児休業を1か月以上取得する場合は、手続きが必要となりますのでご連絡ください。

※上の子の保育の要件が就労にて入所（園）している場合のみ対象となります。

q5 上の子と同じ保育園に下の子の申込みをしたいです。どうしたらよいですか？

A5 2027年度4月に下のお子さんの入所（園）を希望する場合は、「2027年度施設利用申込書兼児童台帳兼現況届」の利用希望児童氏名欄に、入所希望「4月」とお名前等を記入してください。同時に下のお子さんの「教育・保育給付認定申請書」、「児童の状況調査票」及び「児童手当に係る学校給食費等の徴収(支払)等に関する申出書」を利用している保育施設に提出してください。また、申込児童と同居している60歳未満（2027年4月1日現在）の祖父母がいる場合、その祖父母の就労証明書等の提出も必要です。（提出が無い場合、選考上減点となります）なお、「教育・保育給付認定申請書」はマイナンバー確認書類と一緒に専用封筒へ入れてください。

※兄弟児が現在通園中の施設に2027年4月時点においても継続して通園予定であり、同園をお申込み（連携施設を含む）の場合のみ可能な手続き方法です。

2027年5月以降の申込みは、継続の書類では受付しません。4月以降、入所（園）希望月の前月15日（休日の場合は前開庁日）までに、上記4月申込みと同様の書類をこども未来創造課に提出してください。その際、父・母・子のマイナンバー確認書類をご持参ください。

q6 上の子が市外の施設を利用中です。上の子は利用継続し、下の子も同じ施設を新たに利用したいです。どのように手続きすればよいですか？

A6 施設の所在市区町村の申込締切日等を確認し、締切日の10日前までに沼津市へ申込みしてください。4月入所（園）の場合は、新規申請と継続申請で締切日が異なることがありますので、締切日が早い方の10日前までに手続きが必要です。

q7 仕事を辞めてしまいました。保育園を辞めなければなりませんか？

A7 再就職の意思がない場合には退所（園）となります。求職活動をする場合は、速やかにこども未来創造課に連絡の上、「求職活動状況申告書」及び「教育・保育給付認定変更認定申請書」を提出してください。退職の翌月から保育の認定要件は「求職活動」となり、「保育短時間」認定に変更になります。この場合、退職の翌月から3か月の間に限って継続利用することができます。最終利用月の15日（休日の場合は前開庁日）までに「就労証明書」及び「教育・保育給付認定変更認定申請書」の提出がない場合は、再就職の意思があっても退所（園）となります。

q8 勤務先が変わりました。何か手続きが必要ですか？

A8 新しい勤務先の「就労証明書」を提出してください。

月の勤務時間が120時間以上又は120時間未満に変更となる場合は「教育・保育給付認定変更認定申請書」も併せて提出してください。また、「保育短時間」認定に変更になる方は、必要に応じて「保育時間変更に関する申立書」も併せて提出してください（1ページの「保育の必要性・必要量について」及びQ1参照）。

※保育時間の変更について、月の途中に書類の提出をいただいても当該月の保育時間は変更となりませんので、短時間から標準時間への切替において、当該月中に標準時間での利用を希望する場合は延長料金がかかります。

Q9 長期間保育園を休みたいです。その後も通い続けられますか？

A9 1か月以上欠席することがあらかじめ分かっている場合や当該月1か月以上の欠席となった場合は、一度退所（園）していただきます。退所（園）する場合は「保育所等退所届」を施設に提出してください。再度利用を希望する場合は、新規の利用申込みが必要です。この場合、利用調整があるため、必ず入所（園）できるとは限りません。ただし、里帰り出産や児童の入院に限り、上記運用を2か月まで延長できます。事前にご相談ください。

※在籍期間中は、登園の有無に関わらず保育料が満額かかります。

Q10 市外に引っ越すことになりました。今後も保育園を利用したいのですが。

A10 施設を利用するには、住民登録のある市区町村の定める保育要件を満たし、教育・保育給付認定を受けることが必要です。転出後は改めて教育・保育給付認定申請及び利用申込みが必要ですので、転出先の保育担当課でも必ず手続きをしてください（その際に、保育料の算定のために父母の課税証明書の提出が必要な場合があります。必要な年度についてはお問い合わせください。）。原則として、転出先の市区町村内の施設を申込んでいただくこととなります。ただし、引き続き現在の施設の利用を希望される場合や、転出先の市区町村内の施設に入所（園）できなかった場合は、現在の施設の継続利用が可能です。なお、転出先の市区町村で認定を受けられなかった場合は、利用できません。まずは引っ越しが決まった段階で、こども未来創造課に連絡してください。転出先の市区町村の入所（園）申込み締切日までに、沼津市から転出先の市区町村へ事前の入所（園）依頼が必要な場合があります。

Q11 保育を必要とする事由がなくなったため退所します。何か手続きが必要ですか？

A11 退所（園）する月の15日までに、「保育所等退所届」を施設に提出してください。

Q12 小規模保育事業所を卒園した後はどうなりますか？

A12 卒園後も保育を希望する場合、連携施設への入所（園）を希望できます。ただし、定められた受け入れ枠を超える希望者がある場合等、希望が叶えられないことがあります。

Q13 転園をしたいです。手続きはいつまでにすればよいですか？

A13 4月からの転園を希望する場合は、必ず第1次募集の期間に申込みをしてください。2次募集及び3次募集では転園の申込みの受付は行いません。

なお、転園先に内定した場合、その時点で元の園には別の方が入所（園）することになるため、転園を辞退し、元の施設に戻ることはできません。転園の申込みが不要になった場合には速やかにご連絡ください。

5月以降の転園を希望する場合は、各月の申込締切日までに来庁し、手続きしてください。

ただし、5月以降の転園の場合、転居や兄弟が在園している園へ転園するなどの特別な理由がない場合は点数を減じた上で選考します。

Q14 現在、下の子の育児休業中です。上の子は継続して通園していますが、**転園**をすることはできますか？

A14 育児休業中の継続利用の場合は、「育児休業終了時には同職場に復職する予定である」「復職後も同一施設を利用する」条件での利用となっているため、育児休業中の転園の申請はできません。